議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より6月14日までの10日間とし、先に言いました日程によること に決定致しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長報告でありますが、本日までに受理した請願は1件で、お手元に配付いたしました請願文書表の通りでございます。

これを会期中の、総務教育常任委員会に付託しましたので報告を致します。

次に、監査委員より、例月現金出納検査執行状況、町長より、平成28年度多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、平成28年度多度津町特別会計公共下水道繰越明許費繰越計算書、平成28年度多度津町土地開発公社決算等状況、並びに平成28年度公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況の報告を受けております。

報告は印刷配付をいたしておりますので、朗読は省略を致します。

次に、委員長報告を行います。

最初に、5月24日に開催されました多度津駅周辺開発整備特別委員会の、委員長報告を 求めます。

多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長、塩野拓二君

多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長(塩野 拓二)

おはようございます。

平成29年5月24日に開催した多度津駅周辺開発整備特別委員会の結果を次のとおり報告したいと思います。

審議事項。

- 1. 多度津駅周辺開発整備についての提言案及び議員提出議案の提出について。 審議結果。
- 1. 多度津駅周辺開発整備についての提言案及び多度津駅周辺の活性化に関する条例の制定について副委員長より説明があり、これに対して委員、傍聴議員より。
- 一つ、多度津駅周辺開発整備の町長の構想案の部分は町が示したものか。

特別委員会の考えをまとめたものか。

- 一つ、町長が構想案を議会で示していなければ、町長の構想案とは言えないのでないか。
- 一つ、勉強会の意見のうち、「平成32年までの時限立法である緊急防災減災事業による 庁舎移転整備を先に行い、その後、商業施設を考える」とあるが、町長が商業施設と行 政の複合施設を整備するとの考えをここまで表現した経過があったのか。

町長は町議会の中で示していないのでないか。

一つ、特別委員会の意見のうち、「平成32年までの時限立法である緊急防災減災事業による庁舎移転整備を先に行い、その後、町長の考えとは違うが、商業施設等を考える」

という部分は議会として省いてもらいたい。

「町長の意見と違う」という部分は除いて議会として提言すべきでないか。

「町長の意見と違う」という部分は書き過ぎでないか。

議会としての意見のとりまとめをするのならば丁寧な文書にしてもらいたい。

- 一つ、「その後、町長の考えとは違うが商業施設等を考えていく」という部分は、既存 の商店街の影響を考えると除いてもらいたい。
- 一つ、財政状況を考慮して、町の借金が増えないように町に有利な財源の研究をしてもらいたい。
- 一つ、民間資金・活力を活用した官民連携というのはPFIを指しているのか。
- 一つ、傍聴議員の参加のない勉強会の意見のとりまとめや町長の正式な意見を聞くこと なく会議を進めていくのは、議論にならないのではないか。
- 一つ、議員提出議案の第5条第2項の多度津駅周辺開発整備等検討会と都市計画審議会・マスタープランとの整合性は保てるのか。
- 一つ、第5条第2項の検討会の委員のうち、第2号は前の資料では町内建築家とあったが、今回は建築関係有識者となっている。

なぜ、いつ変ったのか。

- 一つ、第2条の「町は」の部分ですが、(1)の「町の」、(2)の「町と」と「町」が出てくるが、これは、「行政を含めたすべての者」という認識でよいか。
- 一つ、今後、地方交付税が減額されていくような状況が取りざたされているなか、第3条第2項にあるように、「町長の責務」で「多度津駅周辺の活性化施策の推進に必要な予算の確保するものとする」は、多度津駅周辺だけ特別に予算をつけるという表現に見えて書き過ぎではないか。
- 一つ、以前から執行部に指摘しているとおり、条例を新しく制定する際には、議案の第 6条にあるように条例を施行する規則も一緒に提示すべきでないか。
- 一つ、町の執行部の動きが遅いというのであれば、意見書という形で提出しても適当でないか。
- 一つ、議員提案の条例制定が全国的には0.17%と少ないが、今回は議員の意思統一ができて効果があると思うので、条例制定に結び付けていきたい。
- 一つ、今回の議員提出議案の条例は賛同したい。
- 一つ、特別委員会を設置しているので、その中でしっかりと議論をしていくのがよい。
- 一つ、本日の議題の多度津駅周辺の活性化に関する条例案については、採決は見送って、字句の訂正や一部修正を加えながら、皆さんのご意見を聞いて反映していきたい。 その他多くの意見、要望があり、それに対して委員長及び副委員長より。
- 一つ、5月17日の勉強会での特別委員会の委員の意見を取りまとめたものである。 構想案については町長からヒアリングしたもので、町長が議会で示したことはありません。

- 一つ、「町長の考えとは違うが」の部分を削除して、「庁舎等の行政施設の移転整備を 先に行い、その後、商業施設等を考えていく」とします。
- 一つ、「その後、商業施設等を考えていく」という部分は削除するよう考えたい。
- 一つ、PFIについては、委員会として回答を持ち合わせていませんが、提案があれば 議論していく。
- 一つ、都市計画審議会・マスタープランとの整合性については、回答を持ち合わせていませんが、意見としてお聞きします。
- 一つ、勉強会の中で、「町内建築家」という表現では、今後、入札等で不都合な部分が出るという意見があったので、今回は「建築関係有識者」という表現に変更した。
- 一つ、混同する恐れがあるので字句の変更を考えたい。
- 一つ、皆さんのご意見を聞きながら早急に進めたいが、段階を経て皆さんの同意を得た 提言案にしたいので、町長の構想案の部分でも意見として議会に提言されたものを含め て委員会や傍聴議員で議論していきたい。

今回の多度津駅周辺開発整備についての提言案は、採決を見送ります。

以上のような答弁があり、審議の結果、多度津駅周辺開発整備についての提言案及び多度津駅周辺の活性化に関する条例案については、採決は見送り、次回の特別委員会で継続審議することにした。

以上です。

議長(志村 忠昭)

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

5月24日に行われました多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長報告について、これを 了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

次に、6月2日に開催されました多度津駅周辺開発整備特別委員会の、委員長報告を求めます。

多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長、塩野拓二君

多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長(塩野 拓二)

失礼いたします。

平成29年6月2日に開催した多度津駅周辺開発整備特別委員会の結果を次のとおり報告します。

審議事項。

1. 議員提出議案条例の提出について

審議結果。

1. 議員提出議案条例の提出について、前回5月24日に開催の委員会での条文等の内容についての指摘、提案の意見を反映した修正案を提示し、特別委員会以外の全議員の賛同を得ようとしたが、修正案の再修正を求める意見と執行部の意見を求める要望がでた。休憩をはさんで再度再開して、執行部の意見も求めて協議し、委員以外の議員の賛同も得て議会へ上程するため、議会の議員提出議案条例の提出者についてと変更して全員協議会へ諮ることで、委員会として了承した。

以上です。

議長(志村 忠昭)

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

村岡議員。

議員(村岡 清邦)

6月2日の委員長報告をいただきました。

委員長報告には、質問の内容、或いは答弁の内容等が記載をされておりませんが、今後 は委員長報告はこういうような形で報告をなさるんでしょうか。

質問いたします。

議長(志村 忠昭)

委員長、ここに来て報告してあげてください。

今の答弁できますか。

それではちょっと休憩します。

休憩 9時19分

再開 9時25分

議長(志村 忠昭)

ただ今の委員長報告に対する村岡議員の質疑ですが、委員長のほうで案がまとまりま したので、委員長より報告をさせます。

塩野議員。

多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長(塩野 拓二)

失礼します。

村岡議員の質問に対してですけども、6月2日に開催した委員会の部分ですが少し簡略化

しているところがありますが、今回はこれでご了承いただくようお願い申し上げて答弁 とさせていただきます。

以上です。

議長(志村 忠昭)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

6月2日に行われました多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長報告について、これを了 承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略致します。